

小笠原村教育ビジョン

(第2次)

平成26年度～平成30年度



平成26年4月

小笠原村教育委員会

はじめに

小笠原村教育委員会は、これまでの教育改革の成果と課題、国や都の動向、これからの10年間に予想される社会の変化等を踏まえ、小笠原村における新たな教育振興基本計画として、「小笠原村教育ビジョン（第2次）」を策定することとしました。

本ビジョンは、『社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う』ことを基本理念としています。その実現に向けて、今後5年間を中心に、中・長期的に取り組むべき事項について、2つの柱、10の基本方針、22の主要施策を示しています。

今後、小笠原村教育委員会は、本ビジョンに基づき、学校及び保護者や地域を中心とする全ての村民の協力を得ながら、小笠原村の教育を推進していきます。

平成26年4月

小笠原村教育委員会

第4次小笠原村総合計画について

小笠原村は平成26年3月に、村づくりを着実に進めるための指針である「第4次小笠原村総合計画」を策定しました。本計画は、平成40年度までの15年間を計画期間として、小笠原村の将来像を「心豊かに暮らし続けられる島」と設定しました。さらに、この将来像実現に向けて、「自主性と自立性の確立」、「互助と連帯感の醸成」を基本理念として、村づくりを進めるための3つの取組を以下のとおり示しています。

英知を集めよう 村民の知恵を生かすことはもちろん、有識者や観光客、新たに島に移住してくる人々などとの交流の中で世界中の英知を集めて、将来像を実現するための方法を探究します。

いい汗をかこう 地域で暮らし、働く、村民・事業者・行政それぞれの主体が自らの役割を自覚し、責務をもって将来像実現に向けた取組を着実に実行していきます。

心を合わせよう 心を一つに、国民全体にとって重要な価値をもつ小笠原を次世代に継承できるよう、守り続けていきます。

教育については、分野別目標で「学び合う心が自立する力を育てる村」とし、教育分野の村民の将来生活像として、以下の3つを示しています。

○子どもは、自ら進んで学び、小笠原の自然・風土などに直接触れる体験を通して郷土をよく理解するとともに、それを人々に伝える力も身に付けることで、小笠原特有の文化を継承している。

○子どもたちは、多くの物事を経験することができる環境の中で、自らの可能性に気づき、その可能性に向かって進む力を身に付けており、大人たちは、経験を活かした特技や知識などを地域の中で教え学び合うとともに、それらの価値や楽しみを子どもたちにも積極的に伝えている。

○村民は、近い世代との交流・世代間の交流・村外の人々との交流を深める中で、多様な価値観に触れ、自己を知り、ともに認め合いながら豊かな人生を送っている。

策定の趣旨

小笠原村教育委員会では、平成21年12月に、「教育の質」「学力の質」「教員の質」の改善・向上を目的に、学校・家庭・地域・社会に期待される役割を明らかにした「小笠原村教育ビジョン（小笠原村教育振興基本計画）」を策定し、これまで着実に教育改革を推進して参りました。

この間、平成23年6月に世界自然遺産に登録され、小笠原諸島の学校、子供たちを取り巻く環境は、大きく変化しております。国においては、平成18年12月の約60年ぶりの教育基本法改正により、「公共の精神」の尊重や「豊かな人間性や創造性」、「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」等が新たに規定され、平成20年3月に、このことを踏まえ、学習指導要領の改訂が行われました。新しい学習指導要領は、知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などを育成し、道徳教育や体育などを充実させることで、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを基本的な考え方としています。この新たな学習指導要領は、平成23年度までの移行期間を経て、平成24年度から全小中学校で実施されております。

こうした中、小笠原村教育委員会は、教育振興基本計画として「小笠原村教育ビジョン（第2次）」を策定することとなりました。本ビジョンは、「第4次小笠原村総合計画」の基本的な考え方や、これまでの「小笠原村教育ビジョン」の成果等を踏まえ、平成30年度までの5年間を中心に、今後、中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示すものです。ただし、社会情勢の変化などにより、必要性を見極めながら適宜見直しを行うものとしします。

基本理念

小笠原村教育委員会は、人権尊重の基本精神に基づき、子供たちが心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長することを目指し、「思いやりの心と規範意識をもつ」「社会の一員として社会に貢献する」「自ら学び考え行動する個性と豊かな想像力を備える」子供の育成を図るとともに、21世紀を担う人づくりを目指す教育行政を推進します。

そのために、社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培えるよう、環境や条件を整備する教育施策を展開し、教育振興を図ります。

基本方針

小笠原村教育委員会では、子供たちの学力向上、個性と創造力の伸長及び豊かな国際感覚の育成、子供の心を豊かにする教育の充実を図ります。学校及び家庭、地域がそれぞれの責任を果たし、相互に連携・協力することにより、「知」「徳」「体」のバランスが整った子供たちに成長し、豊かな人間性や社会性を身に付けた人間が育ちます。そのために、地域の特性を生かした豊かで多様な教育を一層推進するとともに、自らを鍛える教員の育成、創意工夫に満ちた教育を組織的に進めることができる自立した学校づくりを積極的に支援していきます。

村民が小笠原村で暮らしていることに喜びを感じ、豊かな心でゆとりをもって生活していくことができるよう、文化的な活動やスポーツなどに親しむことができる環境づくりを支援します。また、小笠原村の自然や歴史、伝統文化、民族などが村民にとってかけがえのないものであるという認識の上、その保存や活用ができ節に行われるように努めます。

小笠原村教育ビジョン（第2次）の体系

学校教育の充実

- 1 基礎・基本を徹底し、学ぶ意欲の向上を図る**
 - (1) 基礎・基本の定着
 - (2) 学ぶ意欲の向上
- 2 個性や能力を最大限に伸ばす**
 - (1) 思考力・判断力・表現力の育成
 - (2) 国際社会で活躍する日本人の育成
- 3 人間性を豊かにし、規範意識を高める**
 - (1) 人権教育の推進
 - (2) 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進
- 4 社会の変化に対応できる力を高める**
 - (1) 社会の変化に自立的に対応できる力の育成
 - (2) 社会的・職業的自立を図る教育の推進
- 5 体を鍛え、健康・安全に生活する力を培う**
 - (1) 体力向上を図る取組の推進
 - (2) 健康づくりの推進
 - (3) 安全教育の推進

教育行政の充実

- 1 教員の資質・能力の向上を図る**
 - (1) 優秀な教員の確保
 - (2) 現職教員の資質・能力の向上
- 2 質の高い教育環境を整備する**
 - (1) 子供たち一人一人に応じた支援体制の構築
 - (2) 学校の組織力の向上
 - (3) 学校の教育環境の整備
- 3 文化・スポーツ活動の推進を図る**
 - (1) 文化活動の支援
 - (2) スポーツ活動の推進
 - (3) 心を育てる社会教育の充実
- 4 家庭・地域・社会の教育力の向上を図る**
 - (1) 信頼される開かれた学校づくり
 - (2) 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実
 - (3) 外部人材を活用した教育の推進
- 5 文化財行政の充実を図る**

第4次小笠原村総合計画と小笠原村教育ビジョン（第2次）との関係

第4次小笠原村総合計画

小笠原村の将来像を定めた基本構想
(計画期間：平成26年度～40年度)

小笠原村教育ビジョン（第2次）

小笠原村の教育が目指すべき基本的かつ総合的な構想として、
施策の方向を定めたもの（平成26年度～30年度）

村教育委員会 教育目標

小笠原村教育ビジョン（第2次）が目指す子供像

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識をもつ子供
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする子供
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな子供

小笠原村教育ビジョン（第2次）：10の基本方針

学校教育の充実

- 1 基礎・基本を徹底し、学ぶ意欲の向上を図る
- 2 個性や能力を最大限に伸ばす
- 3 人間性を豊かにし、規範意識を高める
- 4 社会の変化に対応できる力を高める
- 5 体を鍛え、健康・安全に生活する力を培う

教育行政の充実

- 1 教員の資質・能力の向上を図る
- 2 質の高い教育環境を整備する
- 3 文化・スポーツ活動の推進を図る
- 4 家庭・地域・社会の教育力の向上を図る
- 5 文化財行政の充実を図る

学校教育の充実

1 基礎・基本を徹底し、学ぶ意欲の向上を図る

児童・生徒一人一人に「学びの基礎」となる、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、学ぶ意欲を高め、学習習慣を身に付けさせ、主体的に学習できる力を培うことが、「確かな学力」を育むために必要です。そのためには、教員が児童・生徒一人一人の学習における習熟度の程度と課題を把握するとともに、個に応じた指導方法や教材を開発し、授業改善を行うことが重要になります。また、児童・生徒自身に自らの学習上の課題を的確に把握させ、目標を立てさせるとともに、その達成に向かって努力し続ける意欲・態度を身に付けさせることが大切です。

(1) 基礎・基本の定着

各教科で必要とされる学習内容について、小学校低学年からの反復学習の徹底が必要です。村教育委員会では、小学校2年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象とする独自の学力調査を実施します。その結果から学力の定着状況や学習習慣を把握し、補充的な学習などきめ細かな個に応じた指導を行い、児童・生徒がつまずきやすい内容をはじめ基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、分かる喜びを実感できる学校づくりを推進します。

(2) 学ぶ意欲の向上

体験と理論の往復による概念や方法の獲得、討論・観察・実験による思考や理解を重視するなど、発達段階に応じ知識・技能を活用する学習活動を充実し、児童・生徒に学ぶことの意義を認識させることが大切です。学力調査の分析結果等を基に、授業についての課題とその解決策を明確にした「授業改善推進プラン」を各学校で作成し、児童・生徒一人一人が意欲的に学ぶ授業への改善を推進します。

2 個性や能力を最大限に伸ばす

「知識基盤社会」の時代であるといわれる21世紀を創造的に生き抜いていくためには、身に付けた知識等を活用し、自ら課題を見付け解決する力や、新たな価値を創造する力など、生涯にわたる学習の基盤となる資質や能力を育成することが重要です。

また、グローバル社会でたくましく生き抜くためには、相手の意図や考えを的確に理解し、自らの考えや意見を論理的に説明したり、反論・説得したりすることができる論理的思考力・表現力等の言語能力を一層育む必要があります。その基礎となる読書や文章を書くことによって習得する日本語の力は、子供たちが社会で生きていく上で、欠くことのできない力となっています。さらに、グローバル社会においては、豊かな語学力、特に英語によるコミュニケーション能力を身に付けることが重要です。

(1) 思考力・判断力・表現力の育成

言語は知的活動（論理や思考）の基盤であるため、言語を通じた学習活動を充実する

ことにより、思考力・判断力・表現力等の育成が効果的に図られます。児童・生徒一人一人の言語能力を育むため、言語活動を充実させます。小学校では、体験的な理解や具体物を活用した思考や理解、反復学習などの繰り返し学習等の工夫による「読み・書き・計算」の能力の育成を重視し、中学校では、体験と理論の往復による概念や方法の獲得、討論・観察・実験による試行や理解を重視するなど各学校の指導上の工夫を進めてい来るよう支援します。

(2) 国際社会で活躍する日本人の育成

児童・生徒一人一人の英語力の向上を図るため、小学校外国語活動を含めた英語教育の一層の充実を図るとともに、中学校においては、小学校外国語活動との連続性を踏まえ、聞くこと・話すこと・読むこと・書くことのバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培う英語教育を推進します。外国語指導助手（ALT）を各学校に配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成に重点を置いた英会話活動を通して、英語に親しみ、英語を話そうとする態度の育成を図ります。

3 人間性を豊かにし、規範意識を高める

子供たちが自信ややる気をもって社会に参画していく原動力ともなる自尊感情や自己肯定感、学年が進行するに従い低下する傾向にあります。そのため、自分の生き方についての考えを深め、家庭や地域・社会との連携を図りながら、集団生活や自然体験、文化・芸術に触れるなどの豊かな体験を通して、子供の内面に根ざした道徳性を育むことが重要です。また、異年齢の子供たちからなる集団や、様々な世代の人々との交流を通じ、相手の立場を尊重し思いやる心、公共のために役立つことや社会貢献への意識、社会のルールとマナーを守る規範意識を身に付けることが大切です。

多くの子供たちは、「人の役に立つ人間になりたい」「将来、社会の役に立つ仕事につきたい」「人の気持ちを分かる人間になりたい」と考えており、このような、人間としてよりよく生きたいという願いを基に、子供たちの道徳実践力の育成が求められています。

(1) 人権教育の推進

全ての人々が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠です。人権教育を効果的に展開するためには、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、各学校が人権教育の目標を明確にして、学校全体として組織的・計画的に進めることが重要です。一人一人の児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、各学校の人権教育を支援します。

(2) 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

小笠原村には豊かな自然、特有な歴史・文化など、教材として活用できる資源が豊富です。これらを積極的に教材として取り入れた体験活動を充実し、自然（固有植物、力

メ、イルカ、クジラなど）や歴史・社会（硫黄島、世界自然遺産）、伝統・文化（南洋踊り、小笠原太鼓、タコノ葉細工など）への理解を深め、子供の自尊感情や自己肯定感等を育成します。また、道徳授業地区公開講座を充実させるなど、学校が家庭、地域・社会と一体となって子供たちの道徳性を高める取り組みを推進します。

4 社会の変化に対応できる力を高める

コンピュータやインターネットの普及による高度情報化社会の進展は、社会に多大な利便性をもたらしています。その一方で、サイバー犯罪が多様化、低年齢化し、子供たちがサイバー犯罪に巻き込まれる事例も増加していることから、情報コミュニケーション技術等を正しく学ぶ必要があります。

また、グローバル社会が進展し、産業・就業構造が大きく変化している中で、社会人、職業人としての基礎を確実に身に付けさせることが重要です。

（１） 社会の変化に自立的に対応できる力の育成

高度情報化社会が進展し、子供に有害な情報を含んだ様々なサイトの濫立、後を絶たない不適切な書き込みなど、児童・生徒がインターネットや携帯電話を利用する上で憂慮すべき環境に置かれています。児童・生徒が被害者にも加害者にもなり得ることから、小学校低学年の段階からの情報モラル教育を系統的に行います。

また、子供たちが、実社会において、消費者トラブル等の様々な社会問題に巻き込まれ不利益を被ることがないように、適切に社会生活を営む上での必要な知識や正しい判断に基づいて行動する能力の育成を推進します。

さらに、地球規模の課題解決に取り組むことが求められている環境問題について、環境教育を通して、時代を担う子供たちが環境問題に対する関心を高め、課題解決に主体的に参画していこうとする態度を養うことが重要です。児童・生徒が環境について学び、考え、行動する契機となるよう、世界自然遺産である小笠原の環境を活用した、体験的活動を積極的に取り入れた計画的・効果的な環境教育の充実を図ります。

（２） 社会的・職業的自立を図る教育の推進

子供たちが、将来、社会的・職業的な自立を実現するために、小学校においては、社会生活の基礎となる生活体験や社会体験を積ませるとともに、社会性、自主性・自立性、働くことへの関心・意欲等を養い、中学校においては、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成を図るなど、職場体験等を含む体系的なキャリア教育を推進します。

5 体を鍛え、健康・安全に生活する力を培う

科学技術や高度情報化の進展に伴う生活の利便化によって、日常生活における身体活動がますます減少していくと考えられるため、一人一人が主体的に運動やスポーツに取り組めるようにすることはこれまで以上に重要となります。生涯にわたって運動やスポーツに

取り組めるようにすることは、義務教育段階から基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を養い、日常生活の身体活動量を増加させて基礎体力を十分に高めていく必要があります。

(1) 体力向上を図る取組の推進

生活習慣・運動習慣の改善や競技力の向上、体力の向上のためなど、児童生徒一人一人が目標をもって体力向上に取り組むことができるようにすることが大切です。生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、子供たちが体を動かす喜びを味わうことができる校庭の芝生化について継続して維持管理を行います。また、体力・運動能力及び生活習慣・運動習慣の実態を把握するための調査に基づき、学校体育の充実を図ります。

(2) 健康づくりの推進

子供たちの心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体をつくっていくことは、「知」「徳」「体」のバランスのとれた人間を育成する上での基盤になります。体力向上を図る取組とともに、子供たちが自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが重要です。村教育委員会では、児童・生徒の健全な心と体の育成を図るとともに、診療所等との連携による、専門的な科学的知見を踏まえた健康教育を推進します。特に、体育・健康に関する指導の一環として、学校の教育活動全体を通じて食育を充実させ、また、家庭と連携した食育の推進に取り組めます。

(3) 安全教育の推進

交通事故、自然災害の発生など、子供たちを取り巻く環境には、危険が潜んでいることを認識し、子供たちに危険を予測し回避する能力や他者の安全に貢献できる資質・能力を身に付けさせる必要があります。また、今後、自然災害発生時において、子供たちが「自助」「共助」の精神に基づき、適切に行動し、地域防災に貢献できる人材を育成を図るため、村役場と連携した避難訓練の実施など、防災教育の一層の充実に取り組めます。

教育行政の充実

1 教員の資質・能力の向上を図る

教員には、「プロ意識」をもって児童・生徒一人一人の可能性を見出し、それを高めようとする強い情熱が必要です。小笠原村では、数年で離任してしまう教員がかなりの割合を占めており、教員の多くが短期間で入れ替わるため、指導の継続性や持続性に課題があります。そのため、教員が相互に競い合い自己研さんしながら授業や教科等の専門性を高め、成長していく組織風土を培うことが大切です。学校組織を構成する教員全体の資質・能力の向上を図り、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるため、教員経験、職層等に応じた現職教員の育成が求められています。

(1) 優秀な教員の確保

東京都教育委員会による「島しょ教員公募制度」を最大限活用し、小笠原村立学校の子供たちの指導・育成に熱意をもった教員の確保、配置に努めます。さらに、小笠原村立学校に赴任する教員が、安心して学校教育に専念できる環境を確保するため、継続的に東京都の関係機関に教職員住宅の整備を要望します。

(2) 現職教員の資質・能力の向上

小笠原村には多くの若手教員が赴任しています。村教育委員会は、若手教員を中心に教員として求められる「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」を計画的に育成します。さらに、他の教員を指導する能力を有する中堅教員を意図的・計画的に育成し、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出し、教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図ります。

2 質の高い教育環境を整備する

学校が、そこで学ぶ児童・生徒に対し、質の高い教育を提供し、保護者が安心、信頼して児童・生徒を託す場となるよう、教育環境の整備を一層推進する必要があります。

また、社会の様々な分野においてグローバル化が進み、社会状況が大きく変化する中で、学校が直面する教育課題も複雑化、多様化しています。社会状況の変化を踏まえ、教育課題を迅速かつ的確に解決していくためには、学校は組織体として課題解決に当たる必要があります。

(1) 子供たち一人一人に応じた支援体制の構築

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援体制の整備が求められています。村教育委員会では、全校にスクールカウンセラーを配置し、教員とは異なる立場からの助言・援助により、問題行動等の未然防止、早期解決を図っています。

さらに、支援を必要とする児童・生徒について、各校で作成する個別の支援計画等に基づいた適切な指導の充実を図るとともに、必要に応じた特別支援学級や通級学級の設置等、支援教育体制を整備します。

(2) 学校の組織力の向上

直面する様々な課題に対し教職員が組織的に対応するとともに、効率的な学校運営体制を実現することで、学校が自立して、創意工夫に満ちた教育を進めることが大切です。児童・生徒一人一人の実態を捉え、保護者のニーズや地域性を踏まえ、意欲と能力を伸ばす指導を組織的に行うため、校長がリーダーシップを発揮し、全教職員の能力を最大限に引き出す学校経営を推進できるよう支援します。

(3) 学校の教育環境整備

耐震化は完了した一方で、老朽化が進み、子供たちの増加によってせせこましくなった小笠原小学校と小笠原中学校の校舎及び体育館について、全面改築を視野に入れた将来構想の検討を行います。さらに、母島小・中学校の体育館についても、計画的に改修

等の検討を行い、教育環境の整備を図ります。

3 文化・スポーツ活動の推進を図る

村民が文化・スポーツに親しむことのできる環境を維持及び推進し、村民の健康、体力の増進を図るとともに、文化的で豊かな心をはぐくみゆとりある暮らしを応援します。また、父島及び母島の村民がより深く交流や親睦ができるように、文化交流及びスポーツ交流の支援を行います。

(1) 文化活動の支援

質の高い文化・芸術に触れることは、心の潤いを与えてくれるものです。しかし、小笠原ではそのような機会があまりありません。そこで村教育委員会は、関係機関等と連携して音楽家や芸術家を招き、村民の目や耳に触れる機会を創出します。

(2) スポーツ活動の推進

小笠原村ではスポーツがとても盛んです。スポーツ施設や学校施設開放を利用して、様々な競技を楽しんでいます。村民がいつでも、どこでも、誰とでも、気軽にスポーツを楽しめる環境整備を推進し、体育協会をはじめとする各競技の活動や地域間交流事業を支援していきます。

子供たちは大会参加などの対外試合の機会が少なく、新たな競技に出会うこともなかなかできません。そこで、体育協会などの関係機関と連携し、専門の指導者を招聘してその高い技術に触れ体験することで、スポーツに親しむきっかけをつくり、新たな楽しみや競技性の追求など、心身の成長に寄与していきます。またそれらの機会を通じて、地域指導者の育成や情報交換の場を提供します。

(3) 心を育てる社会教育活動の充実

子供は家庭や学校だけで育つものではありません。子供たちの成長には、地域や島外の人々や風土と触れ合い、見聞を広めることも大切です。他地域の子供たちとの交流を通して、子供の世界は広がっていくものです。

村教育委員会では、友好都市との交流事業や、また関係機関による事業への参加・協力などの支援を行っていきます。

4 家庭・地域・社会の教育力の向上を図る

保護者が、家庭における教育の重要性を理解し、子供の教育に対する一義的責任を果たすことが重要です。しかしながら、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘されています。子供たちが異年齢の友人や異世代の人々と関わり、ともに遊び、生活し、体験活動や交流活動を行う場を確保することが大切です。

(1) 信頼される開かれた学校づくり

児童・生徒が生き生きと学び、村民に信頼される学校教育を行うためには、開かれた

学校づくりを通して保護者や地域の人々の理解と協力を得て推進していくことが重要です。そのためには、学校が行っている様々な教育活動について積極的な情報発信が必要です。学校と家庭、地域・社会が連携して行う教育が一層推進されるよう、信頼される学校づくりを支援します。

(2) 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

子供たちの健全な成長は、学校の取組だけで成り立つものではありません。家庭においては、基本的な生活習慣の確立や心と体の調和の取れた発達が図られます。全ての保護者が子供の教育に責任をもち、積極的に関わるのが重要です。そのために、村教育委員会は福祉と連携し、保護者の生活習慣づくりに対する意識について啓発活動を行い、家庭の教育力向上を支援します。

(3) 外部人材を活用した教育の推進

子供たちが、変化が激しく、先行きが不透明な社会をたくましく生き抜く力を身に付けるためには、社会全体で学校教育を支援し、質の高い教育が提供できるようにすることが必要です。そのため、多様な経験を有する地域の人々など外部人材を積極的に活用した教育の推進を支援します。

5 文化財行政の充実を図る

小笠原諸島は、平成23年6月29日に世界自然遺産に登録されました。

小笠原村教育委員会は、世界自然遺産登録地として、小笠原村の自然、歴史、伝承文化の保存、継承及び活用を図り、管理が適切に行われるように努めます。

(1) 資料の収集、保管、調査

資料の収集、保管、調査を進め、村民をはじめ、島内外関係者、研究者等による活用を図り、研究を深め、広く成果を提供できるよう環境整備に努めます。

(2) 小笠原村の文化財指定の検証

小笠原村に散在する歴史上、学術上の価値の高いもの、希少価値を有するもの等の調査を進め、小笠原村の文化財指定を検証します。

(3) 天然記念物オガサワラオオコウモリの農作物被害対策事業

天然記念物オガサワラオオコウモリの保護の根底に位置する農作物被害対策事業を推進します。

(4) 天然記念物の広報

天然記念物鳥類、獣類の学術的価値について、広報紙により周知を図ります。

おわりに

小笠原村では、平成23年の世界自然遺産登録から観光客が急増し、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。第4次小笠原村総合計画を基に作成した「小笠原教育ビジョン（第2次）」は、社会の変化に対応するため、これまでの教育改革の成果と課題、国や都の動向、これからの10年間に予想される社会の変化等を踏まえ策定しました。

よく、教育における不易と流行ということが言われます。松尾芭蕉が俳論として「不易と流行は一体なり」と言ったところに由来するとのこと。「一体なり」という言葉から、「変わらぬものを変わらぬ方法で伝える」のではなく、「変わらぬものを変わりゆくときの流れに合わせ、新たな価値と方法を加えて伝えること」が、今を生きる子供たちにとって必要なことであり、教育に求められることであると考えます。教育における「不易」と「流行」を十分に見極めつつ、新たなことの実現に向けて、村教育委員会では取り組みを進めていきます。

小笠原村教育ビジョン（第2次）

（小笠原村教育振興基本計画）

平成26年4月発行

編集・発行

小笠原村教育委員会

〒100-2101

東京都小笠原村父島字西町

電話 04998-2-3117

FAX 04998-2-3119

<URL>

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/kyouiku/>